

バス・タクシー運転手のみなさん 光市で働きはじめるなら

今!



- 光市に住んでいる
- 光市に住もうと思っている
- バス・タクシー運転手として働きたい!

そんなあなたを支援する
給付金です

光市 運転手確保対策臨時事業

路線バス・タクシー運転手 就労促進臨時給付金

令和7年度まで期間を延長しました!

光市内に路線などを有する乗合バス
及びタクシー事業所に運転手として
就労した人に給付します。

まだまだ
運転手が
足りません!

最高給付額

40万円

基本給付

30万円

加算給付

10万円

※加算は県外から光市へ
移住する場合

申請先・問合せ

光市公共交通政策課 〒743-8501光市中央六丁目1番1号
TEL:0833-72-1420 FAX:0833-72-1587
Mail:kotsu@city.hikari.lg.jp

- ・ 給付の対象になる人
- ・ 支給までの流れ etc... 詳しくは裏面をごらんください



給付金の詳細

■給付額（※1人1回）

基本給付額：30万円（対象事業所に就労した市内在住の人
＋
または対象事業所に就労するにあたって光市に転入（※1）する人）
加算給付額：10万円（対象事業所に就労するにあたって**県外から**光市に転入（※1）する人）

■対象者 *以下の要件をすべて満たす人

1. 1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない雇用契約（※2）を締結し、**令和7年4月1日**から**令和8年3月31日**までの期間に、下記の対象事業者[※]に就労した人
 2. **主として市内で走行する**乗合バスまたはタクシーの運転業務に従事する人
 3. 対象事業者での勤務が継続して3年以上見込める人
 4. 就労開始から1年以内に対象事業者を自己都合または解雇により退職していない人
 5. 市内に住民票があり、実際に住んでいる人または住民票を異動（※1）し、実際に住む予定のある人
 6. 市税を滞納していない人
- （※1）就労した日前1か月以内もしくは就労した日以後2か月以内に住民票を異動した場合が対象です。
（※2）期間の定めのある雇用契約を締結し就労した場合であっても、令和8年3月31日までに「期間の定めのない雇用契約を締結する予定である人」は対象となります。

■対象事業者

- ・ 防長交通株式会社
- ・ 有限会社大和タクシー
- ・ 周南近鉄タクシー株式会社
- ・ 有限会社岩田タクシー
- ・ 有限会社西部光タクシー

■その他

- ・ 就労後、3年以内に退職又は市外へ転出など、対象要件を満たさなくなった場合は返還
- ・ 虚偽の申請等があった場合には、期間に関係なく全額返還

支給までの流れ



まずはお問合せください！

給付の対象となるには要件があります。

（上記「■対象者」参照）

詳細については、

公共交通政策課（0833-72-1420） まで

お問い合わせください。

詳細やQ&Aを掲載した市HPはこちら

